

●●● 東京三弁護士会公益通報相談研修会

自治体・企業内部・外部相談窓口、各現場から取り組みを報告



2月13日、東京三弁護士会公益通報者保護協議会の主催で、公益通報相談研修会が弁護士会館クレオで行なわれた。2006年の第1回研修会では、2006年4月1日から施行された公益通報者保護法の概要と、同法施行前から公益通報（内部告発）相談に取り組んできた会員の体験談をとりあげたが、2回目となる今回は、実際に公益通報を取り扱っている現場の取り組みに焦点をあてることにした。

●公益通報者保護制度と課徴金減免制度

2006年1月4日に施行された改正独占禁止法により、課徴金減免制度が導入された。公益通報者保護制度と課徴金減免制度は、いずれも、違反行為が見つかりやすくなるという点が共通している。公正取引委員会審査局管理企画課課徴金減免管理官の品川武氏は、労務提供先に通報がくるということは、経営者に責任が委ねられるということであり、事実をもみ消したり、通報してきた従業員を不利益扱いすることは論外であると述べ、会社が適切に対処できる契機として前向きにとらえ、その適切な対処の1つとして課徴金減免制度を積極的に利用してほしいとのことであった。

●自治体における取り組み

新宿区公益保護のための通報に関する条例及び新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定経緯について、新宿区総務課長の八十恒人氏より報告がなされた。これは、新

宿区の公益を保護するために、法よりも通報対象事実の範囲を広げるとともに、通報者については、労働者だけでなく、在住・在勤の区民にも通報できるようにしたものである。企業でも地方自治体でも、国民生活の安全や安心を損なうような不祥事が後を絶たない昨今、新宿区では、公務の信頼性を確保し、職員らが官製談合等に巻き込まれないようにするためにも、新宿区独自の制度が必要と判断し、制定に至ったとのことである。現在、当会の弁護士3名が新宿区の公益保護委員に就任している。

●企業内部の取り組み

企業内部の通報窓口の取り組みとして、三井物産株式会社法務部コンプライアンス室長の高場真理氏より報告がなされた。現在、同社には、企業内部の窓口以外にも、社外弁護士や第三者機関等の外部通報窓口を含め、8つの通報ルートが用意されているが、ここまで機能を強化してきた背景には、過去の不祥事に対する反省があり、その都度、コンプライアンスを強化してきたとのことである。企業の恥部と言える部分についても、事例とともに公表していただき、有意義な報告であった。

●外部通報窓口の取り組み

現在、3つの企業の通報窓口（外部2社・顧問兼務1社）を担当している三羽正人会員より、通報窓口を担当する弁護士は、場合によっては会社に責任を追及する立場なので、できれば顧問弁護士ではなく通報窓口に特化した弁護士が相応しいこと、大切な要素は相談者の信頼と対応のスピードであり、弁護士の守秘義務に基づき相談者の匿名性の確保に万全の注意を払うこと、相談者の話は端折らずにじっくり耳を傾け、共に考える姿勢が大切であること、部署ごとに違反しやすい法令をリストアップし、優先順位をつけておくこと、トップの熱意が目に見える必要性、外部通報窓口弁護士としてのノウハウや心構え等について事例報告がなされた。

（東京三弁護士会公益通報者保護協議会委員 本間 紀子）

●●● 東京三弁護士会医療関係事件検討協議会シンポジウム 徹底討論！「医療訴訟のあるべき姿」とは？

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会主催の「医療訴訟のあるべき姿とは？」というテーマによるシンポジウムが、東京地裁医療集中部部長である貝阿彌誠裁判官・藤山雅行裁判官の2名の裁判官（写真）を迎えて、2006年12月5日、弁護士会館クレオにて開催された。

●シンポジウムの狙い

今回のシンポジウムは代理人サイドからの訴訟活動が裁判所からはどのように見られ、また、どのような訴訟活動が望ましいと裁判所側で考えられているかという側面から、訴訟の各段階において、患者側・医療機関側双方の代理人からの発言を加えながら裁判官として考えるところをお話いただいた。

●訴状での注意点

まず、訴訟の基本となる訴状については、損害賠償の対象となる「結果」が何なのかを考え、その結果との「相当因果関係」のある「過失」は何なのかという形で、過失を明確に特定することが第一歩であり、結果との関係を抜きにした落ち度を過失であるという形で多数主張しても、混乱を招くのみであるとの指摘がされた。

また、長い訴状では冒頭に要約を書いてもらおうと全体像が把握しやすく、後の詳細な主張についても理解が容易であるとの指摘もなされた。



そして、事前の準備として医療機関による説明会の重要性は各々の立場から指摘されることであり、原則的に開催すべきであるとの意見で一致した。

●答弁書提出以後の注意点

被告側の出す答弁書については、単に訴状の認否にとどまらず、被告側で考える当該結果に到る経緯を書くと、その後の争点も明確になるとの指摘がなされた。その他、診療経過一覧表の作成、専門委員制度、カンファレンス鑑定など重要な事項につき、意見が交わされ、会場からの質問もあり、予定時間を大きく超えた形で盛会の内にシンポジウムの幕が閉じられた。

（東京三弁護士会医療関係事件検討協議会委員長 宮澤 潤）

憲法改正手続法案の慎重審議を求める声明

現在、国会では「日本国憲法の改正手続に関する法律案」が審議されている。この法案については、与党と民主党の各担当議員の間で相違点の克服に向けた協議が行われ、本年5月3日の憲法記念日前にも法案成立の可能性が高いとの報道がなされた。これを伝えるマスコミの報道内容は、あたかも法案の問題点が解消したかのような印象を与えている。

しかしながら、これまでの国会における修正論議の到達点を直視すれば、日本弁護士連合会などが指摘した多くの問題点は依然として審議不十分のまま残っており、このまま立法化されれば国民の意思が正確に反映されずに憲法の改正が行われるような手続が作られるとの危惧を禁じえない。

具体的に言えば、①憲法改正案の発議方式は、「内容において関連する事項ごと」とされており、複数の事項が一括して投票に付されるという日弁連の指摘する問題点は解決されていないこと、②公務員及び教育者の地位利用に対する規制については、罰則を定めないものの運動自体を禁

止していること、③国民投票広報協議会については、原則として各会派の所属議員数の比率によるとされているため、反対意見の議員の意見が十分反映されないおそれがあること、④最低投票率の定めがなく、少数の投票者の意思により改正手続がなされる危険性があることなどである。

さらに、同法案にある国会法の一部改正についても、両院に常設の憲法審査会を設置し国会閉会中の改憲案の審議を行わせることや、両院合同協議会の設置を認めることは各議院の独自性などからも疑義がある。

日本国憲法96条が厳格な改正要件を定めている硬性憲法であることと対比するとき、当会は国会の審議の不十分さを深く憂慮する。

そこで、憲法改正手続法制定の必要性の有無をはじめ、法案の内容についてもいっそう慎重に審議することを求めるため、本声明を発するものである。

2007年2月27日
東京弁護士会会長 吉岡桂輔